



平成 22 年 6 月 1 日

厚生年金基金の財政運営の弾力化措置の内容は次の 3 つの方法があります。

1. 掛金引上げの猶予

平成 20 年度決算で財政検証の積立基準をクリアできなかった場合は、積立不足を解消し財政安定を図るため平成 22 年 4 月 1 日から掛金引上げを実施しなければなりません。今回の措置により最長で平成 24 年 3 月 31 日まで掛金の引上げが猶予されます。

2. 掛金引上げルールの弾力化（下方回廊方式）

決算において不足金として有してよい額を「許容繰越不足金」といい、責任準備金 75,252,522,000 円の 15%の金額 11,287,878,000 円が許容繰越不足金となっています。

決算で生じた不足金が許容繰越不足金を上回った場合は、その不足金の全額について不足金解消の対象額とすることになっていましたが、今回の措置により、許容繰越不足金を上回った部分の金額だけを不足金解消の対象額とする方法です。（平成 23 年度決算まで対象）

3. 期ズレの解消

基金の最低責任準備金（国の厚生年金の代行給付をするための準備金）に算定には、国の厚生年金本体の利回りをもとに決定されますが、この実績利回りの確定が遅れるため、これまでの利率の適用時期に最大 1 年 9 カ月のズレが生じていました。これを期ズレといい、運用結果が悪い時期に好調期の実績利回りが適用されるケースがあり、最低責任準備金が直近の運用環境を反映しないものになっていました。

この期ズレを解消し直近の実績利回りをもとに最低責任準備金が計算されるようになりました。（平成 21 年度決算の継続基準の判定からすべての基金に一律適用。但し、非継続基準については従来どおりです。）

当基金の年金経理の平成 20 年度決算対応について

1. 期ズレの解消

期ズレ解消前

単位（百万円）

純資産 50,546	数理債務 13,553
	最低責任準備金 66,057
未償却過去勤務債務残高 4,357	
不足金 24,707	

純資産＝流動資産＋固定資産－流動負債－支払備金

未償却過去勤務債務残高＝30%の特別掛金で償却している債務の残額

（償却期間は平成 25 年 10 月まで）

数理債務＝基金の加算年金支給のための準備金

最低責任準備金＝国の厚生年金の代行給付をするための準備金

期ズレ解消後

単位（百万円）

純資産 50,546	数理債務 13,553
	最低責任準備金 55,121
未償却過去勤務債務高 4,357	
不足金 13,771	

不足金と最低責任準備金の金額が圧縮される。

2. 期ズレ解消後、下方回廊方式を使用して不足金を対応

単位（百万円）

純資産 50,546	数理債務 13,553
	最低責任準備金 55,121
未償却過去勤務債務高 6,840	
不足金（許容繰越不足金） 11,288	

下方回廊方式を使用して許容繰越不足金 11,288 百万円を上回った部分の不足金を解消する。

期ズレ解消後の不足金 13,771 百万円－許容繰越不足金 11,288 百万円
＝2,483 百万円

したがって、2,483 百万円の掛金手当が必要となり、未償却過去勤務債務高の金額が 2,483 百万円増額して 6,840 百万円となります。

この 2,483 百万円の不足金の解消については、特別掛金率 現行 30%を上げる方法も考えられますが、特別掛金率は現行の 30%のまま変更しないで、償却期間を平成 25 年 10 月から 2 年 11 カ月延長して平成 28 年 9 月までの期間に変更することに決定されました。

したがって、当基金の平成 20 年度決算対応については、期ズレの解消と下方回廊方式を使用して対応することとしました。